

新宿区まちづくり長期計画「まちづくり戦略プラン」(部会案)

目次

第1章 課題別戦略

重点課題1 新宿の高度防災都市化と安全安心の強化-----	013
戦略a 建物の安全安心の強化-----	016
戦略b 地域の防災性の強化-----	019
戦略c 防災体制の強化-----	022
重点課題2 賑わい都市・新宿の創造-----	025
戦略d 国際観光都市の推進-----	028
戦略e 愛着と誇りをもてるまちの発展-----	031
戦略f 持続的に発展する都市の推進--	034

第2章 エリア戦略

1 四谷駅周辺エリア-----	042
2 神宮外苑・信濃町駅周辺エリア-----	050
3 神楽坂エリア-----	058
4 飯田橋駅東口周辺エリア-----	066
5 外苑東通り沿道エリア-----	074
6 若松環4沿道エリア-----	082
7 大久保・百人町エリア-----	090
8 高田馬場駅周辺エリア-----	098
9 中井駅・下落合駅周辺エリア-----	106
10 西落合エリア-----	114
11 新宿駅周辺地区-----	122
11-1 新宿駅直近エリア-----	128
11-2 新宿駅東口エリア-----	136
11-3 新宿駅西口エリア-----	144
11-4 十二社通り・青梅街道周辺エリア-----	152
11-5 歌舞伎町エリア-----	160
12 西早稲田駅周辺エリア-----	168

第1章

CHAPTER

1

課題別戦略

課題別戦略とは

課題別戦略では、新宿区全域の「重点課題」を2つ設定し、課題解決に向けた重点的な取組みを「戦略」として示します。また、「戦略」には、推進方策として、まちづくり主体となる区民・事業者・行政の役割を示し、三者が協力・連携してまちづくりを進めていきます。

1 | 重点課題の設定

- ・都市マスタープランの「めざす都市の骨格の考え方」のうち、社会経済情勢やまちの変化を踏まえ、新たに追加した2つの考え方にに基づき、「重点課題」を設定します。

都市マスタープラン「めざす都市の骨格の考え方」

- ①新宿に蓄積されてきた多様性を活かしていく
- ②まちの記憶を活かし、次世代に引き継いでいく
- ③地域の個性を活かし、区民が誇りと愛着をもてる新宿を創っていく
- ④災害に強い高度な防災機能を備えた新宿を創っていく
- ⑤世界とつながる国際都市“Shinjuku”を創っていく

新たに追加した考え方

重点課題1

『新宿の高度防災都市化と安全安心の強化』

重点課題2

『賑わい都市・新宿の創造』

2 | 重点課題と戦略

- ・重点課題ごとに、それぞれ3つの「戦略」を示します。

重点課題 1

『新宿の高度防災都市化と安全安心の強化』

近年、日本各地で多くの被害をもたらしている地震・台風などの自然災害を受け、今後予想される首都直下地震や集中豪雨などに対応するため、3つの戦略を示します。

戦略 a 建物の安全安心の強化

戦略 b 地域の防災性の強化

戦略 c 防災体制の強化

重点課題 2

『賑わい都市・新宿の創造』

デジタル化の急速な進展や環境への配慮など社会経済情勢の変化に柔軟に対応し、新宿区の魅力を高めながら国内外へ発信していくため、3つの戦略を示します。

戦略 d 国際観光都市の推進

戦略 e 愛着と誇りをもてるまちの発展

戦略 f 持続的に発展する都市の推進

1

重点課題1

『新宿の高度防災都市化と 安全安心の強化』

戦略a | 建物の安全安心の強化

考え方 地震災害等から区民や来街者などを守るため、「安全で安心な建物」をつくります。

重点的な取組み

- ① 建物等の耐震化・落下物対策の強化
- ② マンション対策の推進
- ③ 空き家等対策の推進



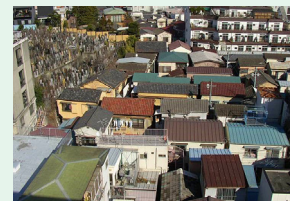
マンションの耐震改修工事の事例

戦略b | 地域の防災性の強化

考え方 火災や水害からまちを守るため、「災害に強い地域」をつくります。

重点的な取組み

- ① 木造住宅密集地域^{*}の解消
- ② 繁華街防災の強化
- ③ 豪雨対策の推進



共同化^{*}前の木造住宅密集地域

戦略c | 防災体制の強化

考え方 大規模災害等発生時に迅速かつ的確に対応するため、「強い災害対応力」をつくります。

重点的な取組み

- ① 情報収集・伝達体制の強化
- ② 避難体制の強化
- ③ 地域防災体制の強化

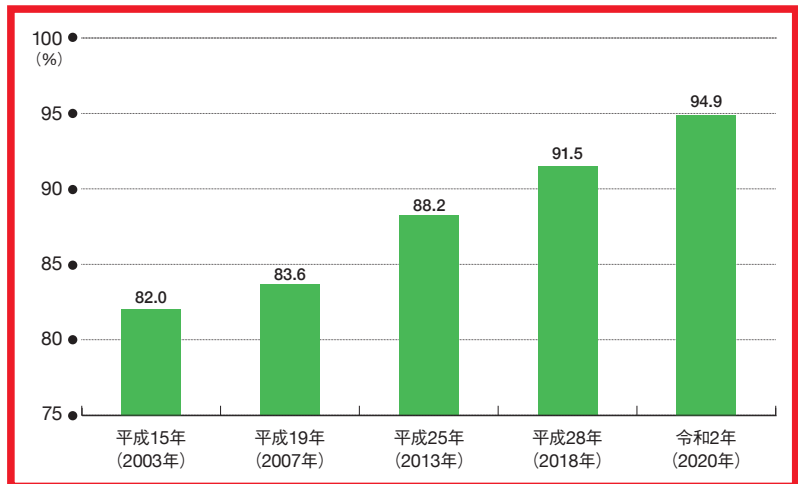


デジタルサイネージ^{*}を活用した
防災対策の周知啓発

住宅の耐震化率[※]

- ・平成15(2003)年から25(2013)年の10年間は、年間平均で0.62ポイント増加しました。
- ・平成25(2013)年から28(2016)年の3年間は、年間平均で1.1ポイント増加し、91.5%になりました。
- ・平成28(2016)年から令和2(2020)年の4年間は、年間平均で0.85ポイント増加し、94.9%になりました。

出典◎新宿区

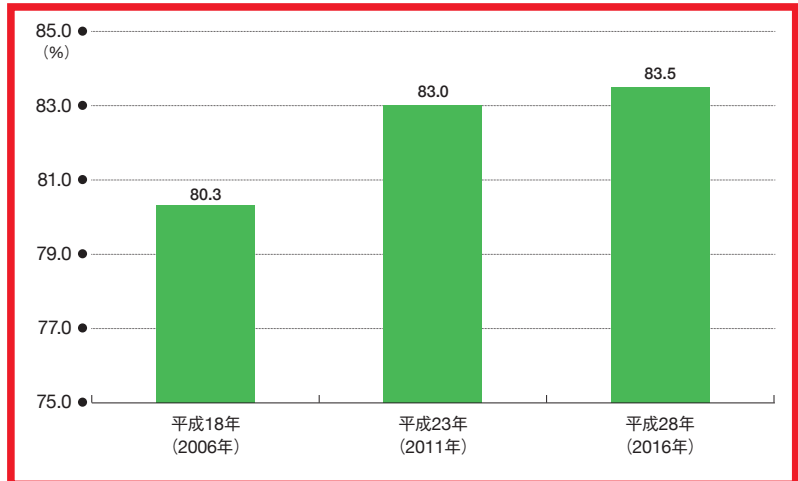


不燃領域率[※]

- ・平成18(2006)年から平成28(2016)年の10年間は、年間平均で0.32ポイント増加しました。

出典◎土地利用現況調査

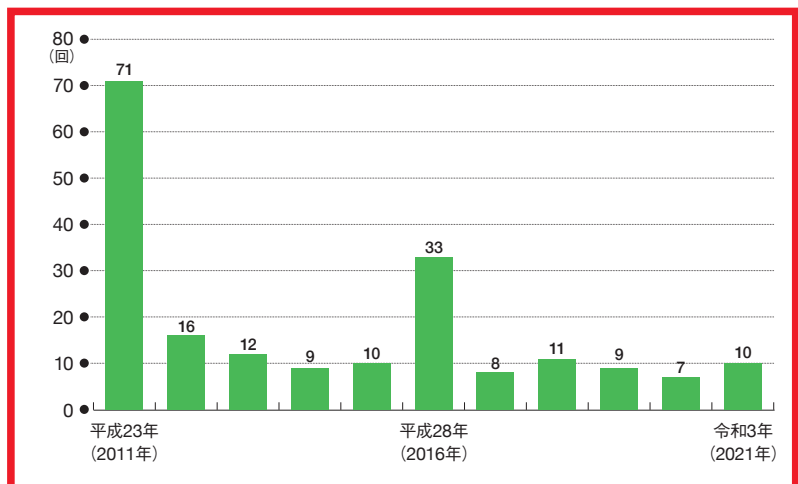
※不燃領域率が70%を超える市街地では、延焼による焼失率はほぼゼロとなります。



震度5以上の地震の年間発生回数(全国)

- ・平成23(2011)年と平成28(2016)年の発生回数が多い状況にあります。
- ・平成23(2011)年3月に東日本大震災、平成28(2016)年4月に熊本地震が発生しました。
- ・平成30(2018)年6月に大阪府北部地震、同年9月に北海道胆振東部地震が発生しました。

出典◎気象庁HP・震度データベース



戦略a 建物の安全安心の強化

戦略の考え方

『安全で安心な建物をつくる』

1 重点的な取組みの設定

背景

- 東日本大震災や熊本地震などの大規模地震では、建物倒壊や火災、土砂崩れなどにより甚大な被害が発生しました。
- 大阪府北部地震では、ブロック塀の倒壊による被害が発生しました。
- 区民の約8割がマンションに居住しています。
- 平成28(2016)年度実態調査では、マンションの管理に対する意識が低い結果となりました。
- 令和元(2019)年度タワーマンション実態調査では、停電によるエレベーターの停止や断水など、タワーマンション特有の課題が確認されました。
- 高経年マンションが増加しています。
- 人口減少や少子高齢化の進展などにより、空き家の増加が社会問題となっています。

重点的な取組み

ねらい

- ① 建物等の耐震化・落下物対策の強化**
 - 建物、がけ・擁壁等の耐震化
 - 外壁・看板等の落下物による事故の防止
 - など
- ② マンション対策の推進**
 - マンション特有の防災対策の推進
 - マンションの適正な維持管理
 - など
- ③ 空き家等対策の推進**
 - 管理不全な空き家、ごみ屋敷、空き地等の改善
 - 空き家等の適正管理の促進、発生の抑制
 - など



改修した擁壁(写真右側)



マンション管理に関するセミナーの様子



空き家の例

2 重点的な取組み

1. 建物等の耐震化・落下物対策の強化

● 取組み

- ・ 震災時の建物の倒壊による被害を最小限にするため、建物の耐震化を進めます。また、建物の耐震化が困難な場合等においては、耐震シェルターや耐震ベッドの設置を推進します。
- ・ 震災時の避難や救助活動、復旧・復興活動等を円滑に行うため、緊急輸送道路*沿道の建物の耐震化を進めます。
- ・ 震災時の倒壊を防ぐため、ブロック塀等の除去や、がけ・擁壁等の改修を進めます。また、ブロック塀等の撤去後の生垣化を進めます。
- ・ 震災時のエレベーター事故を防止するため、エレベーターの防災対策改修を進めます。
- ・ 老朽化や地震・強風などの影響により落下する恐れのある、建物の外壁・窓ガラス・屋根・設備機器、看板等の落下防止対策を進めます。

● 推進方策(各主体の役割)

	まちづくり主体		
	区民	事業者	行政
建物等の耐震化・落下物対策の強化	<ul style="list-style-type: none"> ・ 建物を定期的に点検し、安全確認、管理を徹底します。 ・ 耐震診断等により、現状を把握するとともに、必要に応じて耐震改修等を行います。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 耐震工法の普及に努めます。 ・ 区民に対して、適切な対策を提案します。 ・ 行政の支援制度等について情報収集し、区民に対して利用を促します。 ・ 区民や行政に対して、技術支援を行います。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 区広報・パンフレット、イベント等を通して、耐震化の必要性を啓発するとともに、情報提供や技術的な支援を行います。 ・ 関係団体(地域団体、事業者団体など)と連携して、相談会等を開催します。 ・ 各種助成制度などの支援を行います。

2. マンション対策の推進

● 取組み

- ・ 震災時の高層階の孤立対策として、備蓄倉庫の設置を推進します。
- ・ 停電時や地震時のエレベーターの閉じ込め防止策を講じるとともに、エレベーター内に備蓄用品を配備します。
- ・ 長周期地震動^{*}などによる大きな揺れへの対応として、家具類の固定を促進し、転倒防止策を講じます。
- ・ 更新期や大規模修繕期を迎えた分譲マンションの適正な維持管理を進めます。

● 推進方策(各主体の役割)

	まちづくり主体		
	区民	事業者	行政
マンション対策の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・ マンションの防災対策を検討します。 ・ 適正な維持管理に取り組みます。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 区民に対して、適切な対策を提案します。 ・ 区民や行政に対して、技術支援を行います。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 区広報・パンフレット、イベント等において、周知・普及啓発を行います。 ・ 関係団体(地域団体、事業者団体など)と連携して、相談会等を開催します。 ・ 各種制度などを活用した支援を行います。

3. 空き家等対策の推進

● 取組み

- ・ 管理不全な状態の空き家やごみ屋敷、空き地等における、防災・防犯上の問題や建物倒壊などの危険性・環境・景観等の課題の総合的な解決を図ります。
- ・ 空き家等の適正な維持管理を促進するとともに、空き家等の問題発生を未然に防ぐため、空き家等になる前から住宅を適正に管理し、管理不全な空き家等の発生の抑制を図ります。

● 推進方策(各主体の役割)

	まちづくり主体		
	区民	事業者	行政
空き家等対策の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・ 空き家等の適正な維持管理に取り組みます 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 区民に対して、空き家の利活用など、適切な対策を提案します。 ・ 区民や行政に対して、技術支援を行います。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 区広報・パンフレット、イベント等において、周知・普及啓発を行います。 ・ 空き家等データベースを活用し、効果的な改善指導を行います。 ・ 関係団体(地域団体、事業者団体など)と連携して、相談会等を開催します。

戦略b 地域の防災性の強化

戦略の考え方

『災害に強い地域をつくる』

1 重点的な取組みの設定

背景

- ・大規模地震では、建物の延焼により被害が拡大しています。
- ・区内には、歌舞伎町など都内有数の繁華街があり、訪日外国人をはじめ多くの来街者が訪れています。
- ・近年、日本各地で大型台風や局地的豪雨などの気象災害による被害が発生しています。

重点的な取組み

- ① 木造住宅密集地域の解消
- ② 繁華街防災の強化
- ③ 豪雨対策の推進

ねらい

- ・まちの不燃化を進め、延焼による被害の拡大を防止
- ・避難路の確保などによる、避難・救助活動の円滑化
など
- ・区民や来街者が安心して楽しめる賑わいのあるまちづくり
など
- ・集中豪雨による河川の氾濫や土砂災害の防止
など



赤城周辺地区



ゴールデン街における防災訓練



妙正寺川の護岸改修

2 重点的な取組み

1. 木造住宅密集地域の解消

● 取組み

- ・ 地域特性にあわせて、地区計画^{*}や**新たな防火規制区域^{*}の指定**、市街地再開発事業^{*}等を活用して、不燃化を図り、まちづくりを進めます。
- ・ 耐火建築物への建替え誘導により、幹線道路等の沿道建物の不燃化を進め、延焼遮断帯^{*}の形成強化を図ります。
- ・ 地区計画や市街地再開発事業等による空地（オープンスペース^{*}等）の確保を進めます。
- ・ **災害時の避難や消火・救助活動が困難な地域**の防災性の向上を図るため、幅員6m以上の主要区画道路の整備を進めます。
- ・ 細街路^{*}の拡幅整備に積極的に取り組み、災害時の避難経路の安全性を高めます。
- ・ 震災時の避難や救助活動等を円滑に行うため、道路の無電柱化^{*}を進めるとともに、市街地再開発事業等の大規模な開発においては、避難場所^{*}への歩行者動線の拡充を図ります。

● 推進方策（各主体の役割）

	まちづくり主体		
	区民	事業者	行政
木造住宅密集地域の解消	<ul style="list-style-type: none"> ・ まちづくりのルールづくりに参加します。 ・ 定められたルールに基づくまちづくりに参加・協力します。 ・ 町会掲示板等を利用して、まちづくりルールの周知・普及啓発を行います。 ・ 建物の不燃化を推進します。 ・ 細街路の拡幅整備に協力します。 ・ 道路をふさぐ違法駐車や放置自転車をやめるなど、細街路の適切な維持管理に努めます。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 区民とともに、地域の課題に応じた手法を活用したまちづくりについて検討します。 ・ 定められたルールに基づくまちづくりに参加・協力します。 ・ 区民に対して、適切な対策を提案します。 ・ 行政の支援制度等について情報収集し、区民に対して利用を促します。 ・ 区民や行政に対して、技術支援を行います。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 区広報・パンフレット、イベント等において、周知・普及啓発を行います。 ・ 区民とともに、地域の課題に応じた手法を活用したまちづくりについて検討します。 ・ まちづくりに関する勉強会等の開催や、専門家の派遣等による支援を行います。 ・ 関係機関と連携し、道路の無電柱化等に取り組みます。 ・ 各種助成制度などを活用した支援を行います。

2. 繁華街防災の強化

● 取組み

- ・ 雑居ビル等の建物内の避難経路の確保や初期消火設備の管理の徹底を図ります。
- ・ 店舗の集積する繁華街では、地域特性に応じた建物の不燃化を推進します。
- ・ 訪日外国人をはじめとする来街者への対応として、避難経路の案内標識等の整備を推進します。
- ・ 繁華街単位での防災訓練を推進します。

● 推進方策（各主体の役割）

	まちづくり主体		
	区民	事業者	行政
繁華街防災の強化	<ul style="list-style-type: none"> ・ 建物を定期的に点検し、安全確認、管理を徹底します。 ・ 災害時に備え、繁華街単位などでの防災訓練を行います。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 区民に対して、適切な対策を提案します。 ・ 行政の支援制度等について情報収集し、区民に対して利用を促します。 ・ 区民や行政に対して、技術支援を行います。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 区広報・パンフレット、イベント等において、周知・普及啓発を行います。 ・ 定期的に、雑居ビルなど繁華街の現地調査、防火対策指導を行います。

3. 豪雨対策の推進

● 取組み

- ・ 神田川、妙正寺川について、時間降雨50mm対応の未整備区間の河川整備を進めるとともに、「東京都豪雨対策基本方針(平成26(2014)年6月改定)」に基づき、時間降雨75mm対応に引き上げ、対策を進めます。
- ・ 時間降雨75mmへの対応として、地下広域調整池の整備を推進します。
- ・ 下水道幹線や主要枝線などの整備により浸水対策を進めます。
- ・ 学校の校庭などの公共施設や民間施設における雨水の一時貯留施設や雨水を地下に浸透させるための整備、道路の透水性舗装^{*}等の整備などにより、雨水流出抑制^{*}対策を進めます。また、建物の地下階への雨水流入防止策を進めます。
- ・ **緑化の推進などによるグリーンインフラ^{*}の整備により、雨水流出抑制対策を進めます。**
- ・ 河川流域や土砂災害警戒区域^{*}等において、雨量や河川の水位など水害に関する情報伝達・避難体制の整備を進めます。
- ・ **土砂災害警戒区域等における、がけ・擁壁の適切な維持を推進します。**
- ・ 地域の住民や防災区民組織等への災害警報・注意報の伝達体制の強化を図ります。

● 推進方策（各主体の役割）

	まちづくり主体		
	区民	事業者	行政
豪雨対策の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・ 水害時の避難体制等について把握します。 ・ 敷地内の雨水流出抑制対策に取り組みます。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 区民に対して、適切な対策を提案します。 ・ 区民や行政に対して、技術支援を行います。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ ハザードマップ[*]の公開や、区広報・パンフレット、イベント等において、周知・普及啓発を行います。 ・ 河川の整備や公共施設の雨水流出抑制対策等に取り組みます。 ・ 水害時の情報伝達・避難体制の整備に取り組みます。

グリーンインフラとは

自然環境を活かし、地域固有の歴史・文化、生物多様性を踏まえ、安全・安心な暮らし、居心地が良く快適なまちをつくるためのものです。区におけるグリーンインフラは、都市マスタープランで示す都市の骨格である「七つの都市の森」、「水とみどりの環」、「風のみち(みどりの回廊)」と、その周辺の緑化や水辺空間により構成されます。

戦略C 防災体制の強化

戦略の考え方

『強い災害対応力をつくる』

1 重点的な取組みの設定

背景

- ・災害時には、自助・共助・公助の取組みで、区民の安全を守る必要があります。
- ・障害発生時にも対応できる、多様な情報伝達手段の確保が必要です。
- ・長期化する恐れのある避難生活を想定し、区民が安心して安全に避難できる環境を整える必要があります。
- ・災害に備え、地域特性に応じた防災体制を整える必要があります。

重点的な取組み

ねらい

- ① 情報収集・伝達体制の強化**
 - ・多様な媒体による代替性のある情報伝達体制の強化
 - ・避難場所等への的確な誘導など
- ② 避難体制の強化**
 - ・避難所^{*}の施設整備と体制づくりなど
- ③ 地域防災体制の強化**
 - ・帰宅困難者^{**}への対応
 - ・復興まちづくりの検討など



災害情報の収集・伝達



避難所づくりの訓練



消火器の設置例

2 重点的な取組み

1. 情報収集・伝達体制の強化

● 取組み

- ・ ソーシャルメディアや緊急速報メールなどの災害情報の提供ツールを活用し、迅速な情報提供体制の整備を推進します。
- ・ 高所カメラや災害情報支援システムによる被害状況等の収集、防災スピーカーや防災ラジオ等による情報伝達の体制を強化します。また、多言語での災害情報の発信に取り組みます。
- ・ 高齢者等への避難指示などの迅速な対応、災害の種類に応じた避難場所等への的確な誘導、円滑な避難所開設・運営等が実施できるよう、体制整備を進めます。

● 推進方策（各主体の役割）

	まちづくり主体		
	区民	事業者	行政
情報収集・伝達体制の強化	<ul style="list-style-type: none"> ・ 災害時の情報収集方法や避難体制等について把握します。 ・ 防災訓練に取り組みます。 ・ 従業者・施設内利用者・地域の住民等に対する情報伝達体制を整備します。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 区民や行政に対して、技術支援を行います。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 区広報・パンフレット、イベント等において、周知・普及啓発を行います。 ・ 災害情報支援システム等の整備や情報伝達体制の強化に取り組みます。 ・ 地域団体をはじめ、関係機関との連携を図ります。

2. 避難体制の強化

● 取組み

- ・ 公園の規模等に応じた備蓄倉庫、防火水槽、災害用トイレ[※]等の整備を進めます。
- ・ 小中学校等の避難所について、女性の視点や高齢者、障害者、外国人などに配慮した施設整備と避難所体制づくりを進めます。
- ・ 被災した高齢者、障害者などが安心して安全に避難できるよう、民間も含め既存の福祉施設を活用します。
- ・ 救護活動等を迅速に実施するため、初動医療体制の整備、医薬品・医療資機材の確保等を着実に進めるなど、医療救護体制の充実を図ります。
- ・ 公共施設の建設や民間開発等において、広域的な備蓄倉庫の確保を図り、物資供給体制を強化します。また、大規模な開発においては、広場や防火水槽などの整備を誘導します。

● 推進方策（各主体の役割）

	まちづくり主体		
	区民	事業者	行政
避難体制の強化	<ul style="list-style-type: none"> ・災害時の避難体制等について把握します。 ・避難所運営等に協力します。 ・備蓄倉庫等の整備に協力します。 	<ul style="list-style-type: none"> ・区民や行政に対して、技術支援を行います。 	<ul style="list-style-type: none"> ・区広報・パンフレット、イベント等において、周知・普及啓発を行います。 ・避難所等の整備に取り組みます。 ・地域団体をはじめ、関係機関と連携し、避難所運営に取り組みます。

3. 地域防災体制の強化

● 取組み

- ・新宿駅周辺地域をはじめ、商業・業務機能が集積する地域においては、発災時の混乱防止と二次被害を軽減するため、集客施設や駅等における利用者保護、一時滞在施設^{*}の開設・受入、事業者等での自助の対策などが図れるよう、東京都や鉄道事業者、一時滞在施設の施設管理者などと連携を図りながら避難体制の整備を進めます。
- ・デジタルサイネージ、ホームページ、アプリ、SNS等を活用し、防災知識・応急救護知識の普及を図ります。
- ・地域への消火器の配備を促進し、地域の初期消火体制を強化します。
- ・被災後直ちに被災者の応急仮設住宅^{*}を確保するため必要量を把握し、公園・緑地、住宅団地などの活用方策や、復興までの数年間を過ごせる仮設市街地^{*}について検討を行います。また、がれきの一時集積所等の確保方策について検討します。

● 推進方策（各主体の役割）

	まちづくり主体		
	区民	事業者	行政
地域防災体制の強化	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の初期消火体制等について把握します。 ・集客施設の所有者等は、利用者保護や一時滞在施設の開設等について検討します。 	<ul style="list-style-type: none"> ・区民や行政に対して、技術支援を行います。 	<ul style="list-style-type: none"> ・区広報・パンフレット、イベント等において、周知・普及啓発を行います。 ・関係機関と連携し、避難体制の整備に取り組みます。 ・復興まちづくりについて検討します。

2

重点課題2

『賑わい都市・新宿の創造』

戦略d | 国際観光都市の推進

考え方

国内外から注目され、
「世界に魅力を発信できるまち」をつくります。

重点的な取組み

- ①都市基盤整備の推進
- ②ユニバーサルデザイン*まちづくりの推進
- ③新宿の顔づくりの推進



まちづくりが進む新宿駅周辺

戦略e | 愛着と誇りをもてるまちの発展

考え方

区民の暮らしに潤いを与える、
「多様な特色を活かしたまち」をつくります。

重点的な取組み

- ①地域特性を活かしたまちづくりの推進
- ②新型コロナウイルス等の感染症の拡大にも対応した、安心して快適に過ごせる「場」づくりの推進
- ③まちの記憶を活かした賑わいづくり



漱石山房記念館

戦略f | 持続的に発展する都市の推進

考え方

変化する地球環境のなかで新宿区が発展し続けるため、
「環境にやさしいまち」をつくります

重点的な取組み

- ①地球温暖化対策の推進(ゼロカーボンシティ*新宿の実現)
- ②豊かなみどりと水辺空間の保全・創出によるグリーンインフラ整備の推進
- ③交通環境の整備の推進



「ゼロカーボンシティ新宿」
普及啓発キャラクター「もんぼん」

ゼロカーボンシティとは

脱炭素社会に向けて、2050年二酸化炭素実質排出量ゼロに取り組むことを表明した地方公共団体のことです。新宿区は、率先して地球温暖化対策の更なる推進に向けた決意を示すため、令和3(2021)年6月5日、ゼロカーボンシティ実現に向けて取り組むことを表明しました。

グリーンインフラとは

自然環境を活かし、地域固有の歴史・文化、生物多様性を踏まえ、安全・安心な暮らし、居心地が良く快適なまちをつくるためのものです。区におけるグリーンインフラは、都市マスタープランで示す都市の骨格である「七つの都市の森」、「水とみどりの環」、「風のみち(みどりの回廊)」と、その周辺の緑化や水辺空間により構成されます。

外国人旅行者の訪問場所ランキング

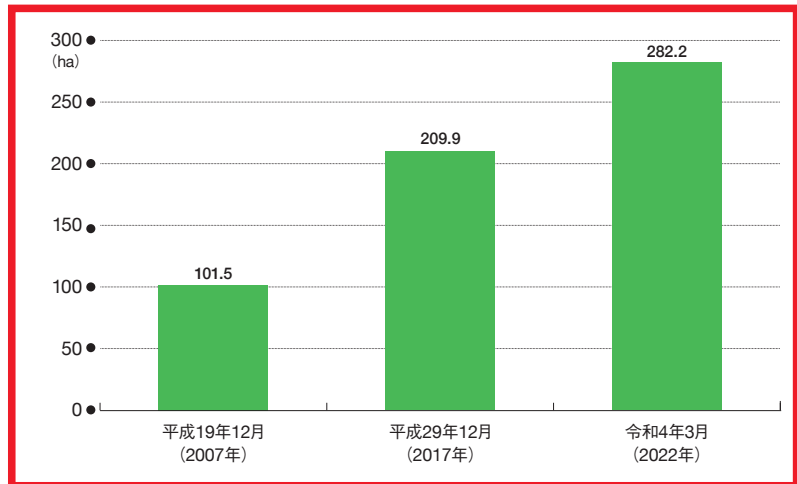
- 外国人旅行者の訪問場所ランキングは、3年連続「新宿・大久保」が1位です。

	平成29年 (2017年)	平成30年 (2018年)	平成31/令和元年 (2019年)
1位	新宿・大久保	新宿・大久保	新宿・大久保
2位	銀座	銀座	銀座
3位	浅草	浅草	浅草
4位	渋谷	渋谷	渋谷
5位	秋葉原	秋葉原	秋葉原

出典◎日本政府観光局

地区計画策定面積(累計)

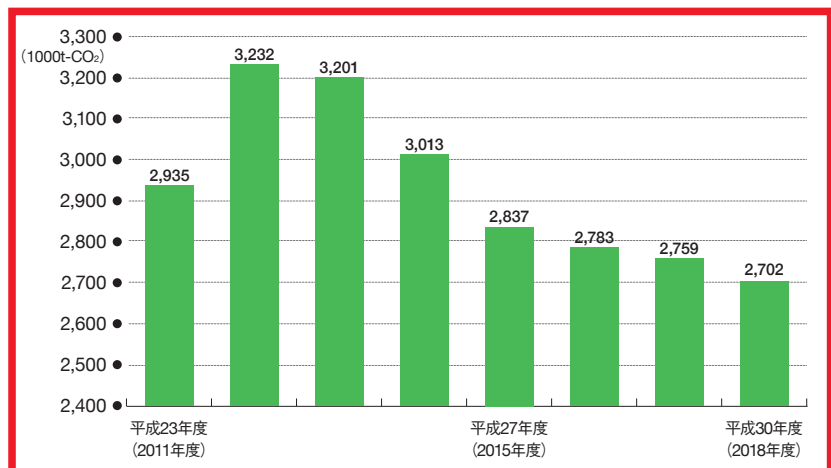
- 平成19(2007)年から令和4(2022)年の14年間で、約2.8倍に拡大しました。



出典◎新宿区

二酸化炭素排出量

- 近年では、平成24(2012)年度をピークに減少しています。



出典◎オール東京62市区町村共同事業
「みどり東京・温暖化防止プロジェクト」

戦略d 国際観光都市の推進

戦略の考え方

『世界に魅力を発信できるまちをつくる』

1 重点的な取組みの設定

背景

- ・区内には乗降客数が多い駅が複数あり、多くの人が利用しています。
- ・更新期を迎える駅施設とともに、より利用しやすい駅周辺整備が求められます。
- ・国内外からの来街者が何度でも訪れたいような「誰もが移動しやすく、利用しやすく、わかりやすいまち」の整備が求められています。
- ・国際観光都市として、魅力あふれる顔づくりにより、新宿の魅力を発信していくことが大切です

重点的な取組み

- ① 都市基盤整備の推進
- ② ユニバーサルデザインまちづくりの推進
- ③ 新宿の顔づくりの推進

ねらい

- ・ 駅施設の整備に合わせた、周辺まちづくり
- ・ 宿泊施設の整備
- ・ 回遊性、まちとのつながりの強化など
- ・ 誰もが円滑に移動できる都市空間づくり
- ・ ユニバーサルデザインまちづくりの周知・普及啓発など
- ・ 新宿の魅力を発信
- ・ 屋外広告物を使用した地域貢献など



新宿駅東西自由通路
撮影協力：東日本旅客鉄道(株)



ピクトグラム[®]を用いた案内板



エンターテインメントシティ歌舞伎町地区

2 重点的な取組み

1. 都市基盤整備の推進

● 取組み

- ・道路や公園などについて、みどりやオープンスペースの連続性やネットワークに配慮した、人中心のゆとりある公共空間としての整備を進めます。
- ・新宿駅周辺、高田馬場地区、四谷地区、飯田橋地区及び大久保地区において、AI^{*}、IoT^{*}等の先端技術を活用した都市開発事業^{*}を推進していきます。
- ・交通結節点となる新宿駅や高田馬場駅等の駅施設及び駅周辺のバリアフリー化を進めます。あわせて、駅前広場の再整備を進めます。
- ・拠点と拠点をつなぐ都市計画道路の整備を促進します。また、補助第74号線(早稲田通り)など未整備の区間については、都市計画のあり方を検討します。
- ・新宿駅周辺、高田馬場地区、四谷地区、飯田橋地区及び大久保地区において、都市の交流機能を支える都市機能である宿泊施設や滞在施設等の整備を進めます。
- ・駅施設や都市計画道路の整備にあわせて、周辺のまちづくりの検討を進めます。
- ・西武新宿線の開かずの踏切^{*}対策を推進するため、鉄道立体化に必要なまちづくりの検討を進めます。

● 推進方策(各主体の役割)

	まちづくり主体		
	区民	事業者	行政
都市基盤整備の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・駅施設や都市計画道路の整備等を契機としたまちづくりの検討に取り組みます。 	<ul style="list-style-type: none"> ・区民とともに、地域特性に応じた手法を活用したまちづくりについて検討します。 ・区民や行政に対して、技術支援を行います。 ・質の高い宿泊施設等の整備に取り組みます。 	<ul style="list-style-type: none"> ・駅等のバリアフリー化や駅前広場の再整備、都市計画道路の整備等を図ります。 ・宿泊施設等の整備を誘導します。 ・地域特性に応じたまちづくりを、区民等との協働により進めていきます。

2. ユニバーサルデザインまちづくりの推進

● 取組み

- ・新宿区移動等円滑化促進方針に基づき、道路のバリアフリー化を進めるとともに、まちかど広場、休憩ベンチ、緑陰空間などを設けた、誰もが安全・安心に通行できる快適な歩行者空間の整備を進めます。
- ・駅施設におけるバリアフリールートの複数化や最短化、また、駅前広場、駅周辺、地下歩行者通路のバリアフリー化を一層進めます。
- ・新宿区ユニバーサルデザインまちづくり条例に基づく事前協議制度等を通じ、建築物や道路、公園などの都市施設^{*}について、ユニバーサルデザインの視点に立った誰もが使いやすい施設整備を誘導します。

- ・多言語の公共サイン・案内板、音声案内等の整備など、外国人観光客をはじめとした来街者にとってわかりやすい都市空間の整備や改善を図ります。
- ・ユニバーサルデザインまちづくりに取り組む施設に対して適合証を交付し、施設に掲示することで区民等への周知・普及啓発を図ります。

● 推進方策（各主体の役割）

	まちづくり主体		
	区民	事業者	行政
ユニバーサルデザイン [*] まちづくりの推進	<ul style="list-style-type: none"> ・ユニバーサルデザインについての理解や意識を高めます。 ・ユニバーサルデザインの視点を踏まえた整備・改善に取り組みます。 ・道路をふさが違法駐車や放置自転車等を防止します。 	<ul style="list-style-type: none"> ・区民に対して、適切な対策を提案します。 ・区民や行政に対して、技術支援を行います ・区民とともに、ユニバーサルデザインの視点を踏まえた整備・改善に取り組みます。 	<ul style="list-style-type: none"> ・区広報・パンフレット、イベント等において、周知・普及啓発を行います。 ・道路、駅施設等のバリアフリー化や多言語案内の整備等に取り組みます。 ・利用者の多い施設等について、ユニバーサルデザインの視点に立った質の高い施設整備を誘導します。 ・ユニバーサルデザインに関する勉強会の開催や、専門家活用等による支援を行います。

3. 新宿の顔づくりの推進

● 取組み

- ・国際観光都市の拠点として位置づける新宿駅周辺や高田馬場地区、四谷地区、神楽坂・飯田橋地区、大久保地区及び神宮外苑・信濃町地区について、地域の歴史や文化、自然、または個性ある都市空間などを活かし、まちの顔となる景観の保全・創出を進めます。
- ・特に、新宿の玄関口となる新宿駅周辺では、国際的な交流都市として、超高層ビル群のスカイライン^{*}の形成など、新宿にふさわしい個性と魅力あふれる顔づくりを進めます。
- ・地域の魅力を高めるため、エリアマネジメント^{*}による地域特性に応じた屋外広告物や周辺環境に配慮したデジタルサイネージなどの活用を検討します。

● 推進方策（各主体の役割）

	まちづくり主体		
	区民	事業者	行政
新宿の顔づくりの推進	<ul style="list-style-type: none"> ・まちの顔となる景観の保全・創出に取り組みます。 	<ul style="list-style-type: none"> ・まちの顔となる景観の保全・創出について、まちの個性を活かした提案を行います。 ・区民や行政に対して、技術支援を行います。 	<ul style="list-style-type: none"> ・区広報・パンフレット、イベント等において、周知・普及啓発を行います。 ・景観形成ガイドライン[*]や景観まちづくり相談員を活用し、まちの顔となる景観の保全・創出を誘導します。

戦略e

愛着と誇りをもてるまちの発展

戦略の考え方

『多様な特色を活かしたまちをつくる』

1 重点的な取組みの設定

背景

- ・地域特性や魅力を十分に活かした地域主体のまちづくりを進めることが、まちへの愛着や誇りの育成につながります。

- ・感染症の拡大により、より一層安心して過ごせる「場」づくりが求められています。

- ・地形や自然環境、歴史や文化・芸術など多彩な魅力の発掘・創造・発信により、区民のまちへの愛着と誇りを醸成します。

重点的な取組み

① 地域特性を活かしたまちづくりの推進

- ・区民のまちづくりへの積極的な参加
- ・地域課題に応じたまちの賑わい創出や良好な住環境の確保とまちの防災性の向上
- など

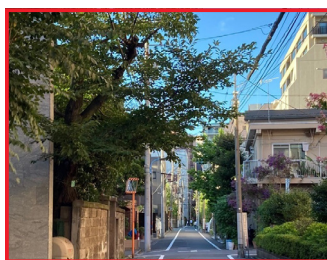
② 新型コロナウイルス等の感染症の拡大にも対応した、安心して快適に過ごせる「場」づくりの推進

- ・公民連携によるオープンスペースの創出
- ・豊かな地域コミュニティの形成
- ・健康寿命の延伸
- など

③ まちの記憶を活かした賑わいづくり

- ・自然を感じながら憩い、回遊できる空間の形成
- ・歴史、文化、芸術など新宿のもつ魅力の活用
- など

ねらい



良好な住環境(内藤町)



神田川の遊歩道



漱石山房記念館

2 重点的な取組み

1. 地域特性を活かしたまちづくりの推進

● 取組み

- ・ 交通網が発達し、商業・娯楽・業務・居住などの様々な機能が近接して集積する「新宿」の特性を活かしながら、利便性と暮らしやすさのバランスに配慮したまちづくりを進めます。
- ・ 地域ごとの個性を活かしつつ、良好な住環境の確保とまちの防災性の向上を図るため、主に地域の住民主体により定めるまちづくり構想や、都市計画で定める地区計画など地域特性に応じた手法を活用したまちづくりを進めます。
- ・ 新宿区景観まちづくり条例に基づく景観事前協議制度等を通じ、地域にふさわしい景観誘導を図ります。

● 推進方策（各主体の役割）

	まちづくり主体		
	区民	事業者	行政
地域特性を活かしたまちづくりの推進	<ul style="list-style-type: none"> ・ まちづくりのルールづくりに参加します。 ・ 定められたルールに基づくまちづくりに参加・協力します。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 区民とともに、地域特性に応じた手法を活用したまちづくりについて検討します。 ・ 定められたルールに基づくまちづくりに参加・協力します。 ・ 区民や行政に対して、技術支援を行います。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 区民とともに、地域特性に応じた手法を活用したまちづくりについて検討します。 ・ まちづくりに関する勉強会等の開催や、専門家の派遣等による支援を行います。 ・ 各種助成制度などを活用した支援を行います。

2. 新型コロナウイルス等の感染症の拡大にも対応した、安心して快適に過ごせる「場」づくりの推進

● 取組み

- ・ 感染症の拡大時にも事業継続が可能となるテレワーク^{*}などの普及にあわせ、多様な暮らし方、働き方に対応した身近な公園やオープンスペースを確保するとともに、建物内のゆとりある交流空間づくりを推進します。
- ・ 感染症の拡大時にも安心して外出できるよう、グリーンインフラをはじめとする公民連携による公共空間や公開空地などの一体的かつ柔軟な利活用により、地域のコミュニケーションやふれあいの「場」として、憩いと賑わいのゆとりある空間づくりを進めます。
 - 道路空間を活用したオープンカフェ^{*}やイベントなどの推進。
 - 歩道や遊歩道、公園・広場などにおける、休憩ベンチや緑陰空間の整備の推進。
 - 公園におけるイベント開催や季節にあわせたライトアップの推進。
 - 公園における民間活力を活用した魅力ある空間づくりの推進。
- ・ 地域のコミュニケーションやふれあいの「場」として、活気ある商店街づくりを推進します。
- ・ 区民が健康を意識せずとも身体を動かす機会が増え、誰もが健康的な生活を送れるように、ウォーキング活動等を楽しめる「場」として、道路や公園・広場などの公共空間において、安全でゆとりある空間をつくりだし、緑化や景観形成に配慮しながら、地域特性やまちの資源を活かした魅力ある空間づくりを進めます。

- ・ 様々な世代の区民が、「場」を楽しく安心して利用できるように、見通しの確保や清掃・美化などを図るとともに、放置自転車対策や喫煙所の整備等を推進します。
- ・ 繁華街を賑わいや憩いの地域交流の「場」として誰でも快適に安心して利用するため、商業宣伝目的の騒音改善を推進します。
- ・ 公共空間を地域のコミュニケーション活動や事業活動の「場」として、安心・安全に利用するため、ビルピクト[※]の適正な維持管理の啓発を図るとともに、悪臭防止対策等を推進します。

● 推進方策（各主体の役割）

	まちづくり主体		
	区民	事業者	行政
人に配慮した「場」づくりの推進	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「場」を積極的に活用します。 ・ 魅力ある「場」づくりや維持管理に協力します。 ・ エリアマネジメントに取り組みます。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 区民や行政に対して、「場」づくりの提案や技術支援を行います。 ・ 公開空地において「場」づくりに取り組みます。また、「場」の維持管理に取り組みます。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 区広報・パンフレット、イベント等において、周知・普及啓発を行います。 ・ 公共空間における「場」づくりに、関係機関と連携しながら取り組みます。また、「場」の維持管理に取り組みます。 ・ 空き店舗情報の提供など、活気ある商店街づくりを支援します。 ・ エリアマネジメントのしくみづくりを検討します。

3. まちの記憶を活かした賑わいづくり

● 取組み

- ・ 神楽坂に代表される歴史を感じさせる路地の保全[※]など、地域の歴史や特色を活かした魅力ある歩行者空間の充実を図ります。
- ・ 歴史を偲ばせ、起伏に富んだ地形を楽しめる坂道など、快適で文化の香りや潤いのある散策路などの整備を促進していきます。
- ・ 漱石山房記念館など、区内の歴史・文化施設等を核とした賑わいづくりを推進していきます。
- ・ 公共空間や公開空地、民間施設等において、歴史・文化・芸術に関連するイベント等を開催することによる賑わいづくりを推進していきます。

● 推進方策（各主体の役割）

	まちづくり主体		
	区民	事業者	行政
歴史、文化、芸術など多様な魅力による賑わいづくり	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域の歴史や特色、地形などを活かしたまちづくりに取り組みます。 ・ 区内の歴史・文化施設を訪れ、区の魅力への造詣を深めます。 ・ 歴史・文化・芸術を活用した賑わいづくりに協力します。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 区民や行政に対して、技術支援を行います。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 区広報・パンフレット、イベント等において、歴史・文化・芸術の魅力の発信に取り組みます。 ・ 地域の歴史や特色、地形などを活かしたまちづくりに取り組みます。

戦略 f 持続的に発展する都市の推進

戦略の考え方

『環境にやさしいまちをつくる』

1 重点的な取組みの設定

背景

・地球温暖化が進み世界的な気候変動が課題となっているなか、ゼロカーボンシティ新宿の実現に向けてまちづくりにおいても、温室効果ガス^{*}削減のためのしくみづくりや低炭素な暮らしに向けた取組み等が求められています。

・都市マスタープランで示す都市の骨格である「七つの都市の森」、「水とみどりの環」、「風のみち(みどりの回廊)」から構成されるグリーンインフラのネットワーク化を図り、居心地が良く快適なまちづくりを進めていくことが必要です。

・MaaS^{*}の活用による目的に応じた、徒歩、自転車、公共交通の活用など、環境負荷の少ない交通手段の重要性が見直されています。

重点的な取組み

ねらい

① 地球温暖化対策の推進(ゼロカーボンシティ新宿の実現)

・それぞれの立場で選択する地球温暖化対策への取組みなど

② 豊かなみどりと水辺空間の保全・創出によるグリーンインフラ整備の推進

・都市の骨格となるみどり、水辺空間の保全・創出、ネットワーク化の推進
・身近なみどりの充実、生物多様性への配慮
など

③ 交通環境の整備の推進

・自転車利用の促進
・MaaSの導入など、目的に応じたシェアリングモビリティ^{*}の利用促進
など



太陽光パネルの設置のイメージ



地域の交流の場、防災拠点



自転車シェアリング^{*}

MaaSとは

Mobility as a Serviceの略でマースと読む。地域住民や旅行者一人一人のトリップ単位での移動ニーズに対応して、複数の公共交通やそれ以外の移動サービスを最適に組み合わせて検索・予約・決済等を一括で行うサービスであり、観光や医療等の目的地における交通以外のサービス等との連携により、移動の利便性向上や地域の課題解決にも資する重要な手段となるもの。

2 重点的な取組み

1. 地球温暖化対策の推進（ゼロカーボンシティ新宿の実現）

● 取組み

- 地球温暖化対策の推進のため、太陽光発電等の再生可能エネルギー設備導入など、環境に配慮したまちづくりを推進します。
- 太陽光、地中熱^{*}などの再生可能エネルギー^{*}の利活用を推進していきます。また、排熱などの未利用エネルギー^{*}の普及のための取組みを進めます。
- ICT^{*}によるエネルギーの管理や、コージェネレーション^{*}などの高効率なエネルギー設備の導入の促進、ZEB化^{*}の誘導、再生可能エネルギー電力等への切替の誘導等を進めます。
- 建物の敷地の接道部緑化、建物の屋上緑化や壁面緑化を進めます。
- 交通渋滞の緩和、自動車交通の抑制、公共交通機関の整備と利用を進めます。
- 道路や公共施設への遮熱性舗装^{*}などの整備を進めます。
- 新宿駅周辺、高田馬場地区、四谷地区、飯田橋地区及び大久保地区において、都市基盤整備と連携した、次世代モビリティ^{*}や自動運転技術^{*}の活用について検討します。

● 推進方策（各主体の役割）

	まちづくり主体		
	区民	事業者	行政
地球温暖化対策の推進	<ul style="list-style-type: none"> 地球温暖化対策についての意識を高めます。 敷地や建物の緑化や再生可能エネルギーの利用に取り組めます。 公共交通機関や自転車、徒歩など地球環境にやさしい交通手段を活用します。 	<ul style="list-style-type: none"> 区民に対して、適切な対策を提案します。 行政の支援制度等について情報収集し、区民に対して利用を促します。 区民や行政に対して、技術支援を行います。 	<ul style="list-style-type: none"> 区広報・パンフレット、イベント等において、周知・普及啓発を行います。 道路や公共施設において、先導的に地球温暖化対策に取り組めます。 市街地再開発事業など大規模建築の計画に対して、ZEB化の誘導、環境に配慮した電力調達への切替の誘導等を進めます。 各種助成制度などを活用した支援を行います。

2. 豊かなみどりと水辺空間の保全・創出によるグリーンインフラ整備の推進

● 取組み

- 区におけるグリーンインフラである「七つの都市の森」、「水とみどりの環」、「風のみち（みどりの回廊）」の保全と創出及びネットワーク化の推進により、生物多様性に配慮した、環境にやさしく居心地の良い快適なまちをつくっていきます。
- 区内の大規模公園や河川において、生態系の豊かさやバランスが保たれるよう配慮しながら、みどりや水辺に親しめる空間の整備を進めます。
- 幹線道路沿道では、建物の屋上緑化、壁面緑化、接道部分の緑化等により、沿道のまちなみ特性にあった多様なみどりの創出を図ります。
- 庁舎・学校等の公共施設、寺社、病院などの大規模な敷地のみどりやオープンスペースを、生活や活動の場にある身近なみどり（コミュニティガーデン（地域の庭）^{*}）と位置づけ、地域の住民や施設利用者等が楽しめるように、みどりの充実と地域への開放を進めます。あわせて生物多様性^{*}に配慮した整備を誘導します。

- ・市街地再開発事業などにおいては、環境に配慮したオープンスペースや広場等のまとまったみどりの創出を誘導します。
- ・水とみどりを一層豊かにし、ゆとりと潤いのある都市空間を創出するため、関係機関と連携し外濠の水質改善を推進します。

● 推進方策（各主体の役割）

	まちづくり主体		
	区民	事業者	行政
豊かなみどりの創造と魅力ある公園等の整備の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・敷地や建物の緑化に取り組みます。 ・公園やオープンスペースの維持管理に協力します。 	<ul style="list-style-type: none"> ・区民に対して、適切な対策を提案します。 ・行政の支援制度等について情報収集し、区民に対して利用を促します。 ・地域の緑化活動等に参加または協力します。 ・区民や行政に対して、技術支援を行います。 	<ul style="list-style-type: none"> ・区広報・パンフレット、イベント等において、周知・普及啓発を行います。 ・道路や公共施設の緑化、公園の整備・維持管理に取り組みます。 ・市街地再開発事業など大規模建築の計画に対して、緑化やオープンスペースの整備等を誘導します。 ・各種助成制度などを活用した支援を行います。

3. 交通環境の整備の推進

● 取組み

- ・自転車の**通行空間**の連続性やネットワーク化を図るとともに、自転車**レーン***の創出や自転車ナビマーク*などの設置を進めます。
- ・自転車が適正に利用されるよう、駐輪場の整備を進めるとともに、事業者等における駐輪空間の確保について検討します。また利用に関するルールやマナーの周知を図ります。
- ・区民の新たな移動手段として、また、観光の活性化やまちの回遊性の向上が期待できる、**グリーンスローモビリティ***や**シェアリングモビリティ**の活用を、**地域特性や安全性の確保などを踏まえ検討**します。
- ・新宿駅周辺の観光拠点・商業施設・駐車場・駅等を結ぶ循環型バスである新宿WEバスは、区民の移動手段として、また、観光客需要にも視点を向けた利用促進について検討します。
- ・新宿駅周辺、高田馬場地区、四谷地区、飯田橋地区及び大久保地区において、都市基盤整備と連携した、次世代モビリティや自動運転技術の活用について検討します。
- ・新宿駅周辺、高田馬場地区、四谷地区、飯田橋地区及び大久保地区において、賑わい創出や快適な歩行者空間の確保のための柔軟な道路空間の利活用を検討します。

● 推進方策（各主体の役割）

	まちづくり主体		
	区民	事業者	行政
交通環境の整備の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・公共交通機関や自転車、徒歩など地球環境にやさしい交通手段を活用します。 ・ルールやマナーを守り、安全で快適な自転車の利用に取り組みます。 	<ul style="list-style-type: none"> ・区と連携し、駐輪空間の確保や自転車シェアリングのポートの整備等を検討します。 ・区民や行政に対して、技術支援を行います。 	<ul style="list-style-type: none"> ・区広報・パンフレット、イベント等において、周知・普及啓発を行います。 ・関係機関等と連携し、自転車の走行空間や駐輪場の整備等に取り組みます。 ・新宿WEバスの利用促進について検討します。

グリーンスローモビリティとは

時速20km未満で公道を走ることができる電動車を活用した小さな移動サービスで、その車両も含めた総称のこと。